「電力の小売営業に関する指針」の改定案の建議について

(趣旨)

「電力の小売営業に関する指針」の改定案に関し、経済産業大臣に建議することについて御審議いただく。

主なポイント

1. これまでの検討状況

本指針は、小売の全面自由化に伴い、関係事業者が電気事業法及びその関係 法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を 促す指針を示すものとして平成28年1月に制定され、同年7月には小売全面 自由化前後の状況等を踏まえた改定が行われた。

今般、①非化石価値取引市場が導入される予定であることに伴い、非化石証書の購入による環境表示価値等の表示に関する具体的な規定を本指針に追加する必要があること、②「ガスの小売営業に関する指針」(平成29年1月制定)の制定の際の議論を参考に、本指針についても電気の需要家の保護のさらなる充実等を図る必要があること等を踏まえ、第16回電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合(本年3月31日開催)において、本指針の改定案について審議を行った。更に、広く国民の皆様から御意見をいただくため、本指針の改定案について本年4月7日から同年5月6日にかけて、パブリックコメントを募集したところである。

2. パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、計19通の意見をいただいた(意見の内容及びそれに対する考え方については資料3-1参照)。

しかし、パブリックコメントに寄せられた御意見を踏まえた改定内容の見直 しが必要との判断には至らなかったことから、今般のパブリックコメントの結 果に基づく本指針の内容の修正は行わないこととしたい。

3. 経済産業大臣への建議

以上を踏まえ、資料3-2のとおり、本指針改定案に関し経済産業大臣に建議することについて御審議いただきたい。

<参考>「電力の小売営業に関する指針」の改定案の内容について

1. 非化石価値取引市場の開始に伴う改定項目

非化石価値は電源構成そのものとは異なることなどから、再生可能エネルギー指定の非化石証書を購入した小売電気事業者が「再生可能エネルギー電気を100%発電・調達している」と表示するなど、実際に小売供給を行うために再生可能エネルギー電気を発電・調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことを「問題となる行為」として位置づける。

ただし、①再生可能エネルギー指定の非化石証書を購入した小売電気事業者による「再生可能エネルギー指定の非化石証書の購入により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」との訴求や、②非化石証書を購入した小売電気事業者による「非化石証書の購入により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」)●●%の調達を実現している」などとの訴求は、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、問題とならない旨明記する。

2.「ガスの小売営業に関する指針」における整備項目を踏まえた改定項目

① 電気料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記

小売電気事業者が締結する個別の小売供給契約において、小売電気事業者が一般送配電事業者に対して託送供給約款に基づき支払った電気計器及び(配線工事等の)工事に関する費用負担を当該小売供給に係る料金に含めて回収する場合において、小売電気事業者は、電気料金の透明性の確保の観点から、需要家への請求書、領収書等に当該工事費等の相当額を記載することを「望ましい行為」と位置づける。

② 業務改善命令を受けた事実の公表

小売電気事業者が業務改善命令を受けた場合、その事実を需要家が把握できるようにすることが需要家保護の観点から適当であるため、小売電気事業者自身がその事実を公表することを「望ましい行為」と位置づける。

- ③ 需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明
- ・小売電気事業者等が、小売供給契約を締結する際及び需要家から小売供給契約についてクーリング・オフの通知を受けた際、「需要家がクーリングオフをした場合や小売電気事業者から契約を解除された場合などには需要家が無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあること、そのため他の小売電気事業者と契約するなどする必要があること」を需要家に対して説明することを「望ましい行為」と位置づける。
- ・クーリング・オフや小売電気事業者からの契約解除などにより無契約状態となった需要家から申込みを受けた小売電気事業者等が、無契約状態での電気の使用(※)を解消するため、需要家に対し、「無契約状態を解消するためには、クーリング・オフ行使日等、無契約状態での電気の使用を開始した日から小売供給契約締結日までの期間について、自己との小売供給契約の効力を遡らせるか、最終保障約款・経過措置約款による供給を受けたとする

かのどちらかを選択する必要がある」旨説明することを「望ましい行為」と 位置づける。なお、小売電気事業者が、需要家の虚偽申告を助長するような 行為を行うことは「問題となる行為」と位置付ける。

- ※クーリング・オフ後の電気の使用のほか、小売供給契約が解除された ものの、(通常であれば一般送配電事業者により供給停止がされるはず のところ事実上それがされなかったために) 需要家が他の小売電気事 業者と小売供給契約を締結する等せずに電気の供給を受けている場合 などが想定される。
- ④ スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明他のエネルギーからオール電化へエネルギー源を切替える場合などには、既存設備の撤去等が必要になる可能性があるところ、こうした切替手続が円滑に進むことを確保する観点から、切替え先の小売電気事業者が需要家に対して、旧契約上の違約金等の説明に加え、旧契約上の解除の条件によっては、一定期間前に旧事業者に対して解除通知する必要が生じる可能性がある旨説明することを、「望ましい行為」として位置付ける。
- ⑤ 一般送配電事業者による託送供給契約の解除時の手続 小売電気事業者が事実上事業継続が困難になった等の場合に、一般送配電事 業者が託送供給契約を解除する場合において、以下の措置をとらないことを 「問題となる行為」と位置付ける。
 - ① 託送供給契約の解除を理由に電気の供給停止を行う1ヶ月程度前及び5日程度前に、需要家に対して停止日を明示して供給停止事前通知を行う。
- ② 上記①の通知の際、「他の小売電気事業者と契約するか、最終保障供給・特定小売供給を申込むという方法があること。」を説明する(説明の方法は、①訪問、②電話、③郵便等による書面送付、④電子メールの送信などが適当。)。
- ⑥ その他「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえた記載の追記・修正 「ガスの小売営業に関する指針」における表現ぶりなどを踏まえ、技術的な観点に基づき記載を追記・修正